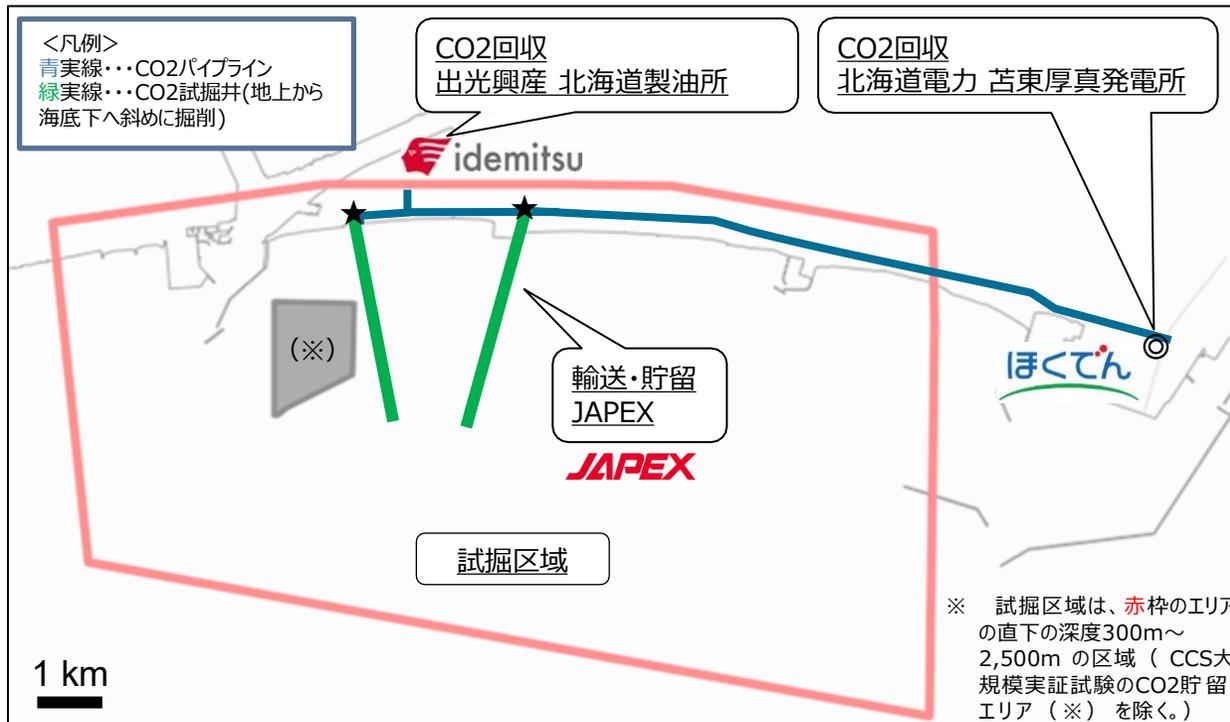


CCS事業法における管内の状況について

- 令和6年5月に「CCS事業法」が成立し、同年11月には試掘に関する規定が施行。
- 管内では、苫小牧市沖において、近隣の発電所及び製油所から排出されるCO₂を地中に貯留する事業が計画されており、令和7年2月には特定区域の第一号として指定。
- 石油資源開発（JAPEX）に対しては、令和7年9月に試掘の許可がなされ、その後、試掘実施計画の認可や保安に関する諸手続（保安規程の届出、工事計画の届出等）を経て、同年11月より試掘が進められている。

<先進的CCS事業における苫小牧地域での計画概要>



<スケジュール>

2025年 2/21～5/21	特定区域指定・公表 事業者公募
6/5～9/5	知事協議
6/27～7/28	公衆縦覧
9/17	試掘の許可
11/24	工事開始